

令和2年第3回定例
夕張市議会会議録
令和2年9月8日(火曜日)
午前10時30分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
第 2 市長並びに教育委員会教育長の行政報告と
報告に対する質問
第 3 議案第1号 夕張市財政再生計画の変更につ
いて
第 4 一般質問

◎出席議員 (8名)

君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君
大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席議員 (0名)

午前10時30分 開会

- 事務局長 佐藤浩一君 ご起立願います。
●議長 小林尚文君 ただいまから、令和2年第
3回定例夕張市議会を開会いたします。

●議長 小林尚文君 本日の出席議員は8名全員
であります。

●議長 小林尚文君 これより、本日の会議を開
きます。

●議長 小林尚文君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第125条の規定により

千葉議員

熊谷議員

を指名いたします。

●議長 小林尚文君 日程に入ります前に、事務
局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 佐藤浩一君 報告いたします。

本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につ
きましては、お手元に配付のプリントのとおりで
あります。

以上で、報告を終わります。

「別紙」

市長 厚 谷 司 君
教育長 小 林 広 明 君
農業委員会会長 後 藤 敏 一 君
監査委員 西 田 洋 二 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 大 友 秀 樹 君
総務課長 芝 木 誠 二 君
地域振興課長 福 富 貴 大 君
財政課長 押 野 見 正 浩 君
税務課長 池 下 充 君
建設課長 鈴 木 茂 徳 君
土木水道課長 阿 部 充 雅 君
市民課長 佐 藤 学 君
保健福祉課長 平 塚 浩 一 君
生活福祉課長兼福祉事務所長

掘 靖 樹 君
消防長 増 井 佳 紀 君
消防次長 石 黒 友 幹 君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の
職・氏名

教育課長 寺 江 和 俊 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者
の職・氏名

事務局長 芝 木 誠 二 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・

氏名

事務局長 福 富 貴 大 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 三 浦 護 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 佐 藤 浩 一 君

書記 山 下 倫 弘 君

●議長 小林尚文君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたしますが、本日、この議場が大変暑くなっておりますので、上着を脱がれる方は、どうぞご自由に、自分の意思で脱いでいただければと思います。

●議長 小林尚文君 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

今川委員長。

●今川和哉君（登壇） ただいまから、今期定例市議会の運営に関し、さきに議会運営委員会を開催し協議しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、会期についてであります。付議案件は、当初議案5件、認定7件、報告5件であります。意見書案11件、決議案1件が目下調整中であり、これらを合わせますと29件となるものであります。ただし、意見書案、決議案の調整内容、議案の追加によっては、この件数が変更となることも予測されますので、あらかじめご承知おき願います。

このほか通告されております4名、4件の一般質問、更に、前定例市議会以降における市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問でありまして、これらの取扱いを勘案し、協議いたしましたが、会期につきましては、本日から18日までの11日間と決定しております。

次に、これら案件の取扱いについてであります。

議案第1号夕張市財政再生計画の変更につきましては本会議初日に、報告第1号令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては本会議2日目に、それぞれ上程し、即決することとしております。また、認定第1号ないし認定第7号の令和元年度各会計決算の認定に関わる7案件につきましては、議長及び議員選出監査委員を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、それぞれ審査することとしております。

そのほかの案件につきましては、それぞれ本会議最終日において即決することといたしております。

次に、一般質問の取扱いにつきましては、時間短縮等を行わず、従前と同様といたします。

次に、審議日程につきましては、お手元に配付しております会議日程表に従って順次説明いたしますので、ご覧願います。

まず、本日は、市長並びに教育委員会教育長の行政報告とこれに対する質問を行った後、議案第1号を上程、議決し、終了後、一般質問を行い、この日の会議を延会といたします。

次に、9日は本会議2日目を開催し、本会議初日に引き続き一般質問を行った後、認定第1号ないし認定第7号の令和元年度各会計決算に関わる7案件を上程し、決算審査特別委員会を設置して、会期中に審査を終えるように期限を付してこれを付託し、その後、報告第1号の説明を受け、この日の会議を散会といたします。

次に、10日、11日、14日、15日、17日は議案調査のため、12日、13日はいずれも市の休日のため、16日は議会から付託された案件審査のために決算審査特別委員会が開催されるため、それぞれ休会といたします。

なお、決算審査特別委員会の正副委員長につきましては、行政常任委員会の正副委員長とすることとしておりますので、あらかじめご承知おき願います。

最後に、18日ではありますが、本会議第3日目を開催し、決算審査特別委員会報告と全議案の上程、議決をし、本定例市議会を閉会することとしております。

す。

以上で、報告を終わります。

●議長 小林尚文君 たたいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本会議の会期を本日から18日までの11日間と決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本会議の会期は、本日から18日までの11日間と決定いたしました。

●議長 小林尚文君 日程第2、市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問を行います。

市長。

●市長 厚谷 司君（登壇） 令和2年6月9日から令和2年9月7日までの行政について、ご報告申し上げます。

お手元にお配りしたプリントのとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

なお、現金及び物品等の寄附につきまして、別紙調書のとおり個人及び団体から現金及び物品等の寄附がございました。本議会を通じまして感謝の意を表し、報告に代えさせていただきたいと思います。

以上、行政報告を終わります。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君（登壇） 令和2年6月9日から令和2年9月7日までの教育行政における主な事項につきましてご報告申し上げます。

お手元にお配りいたしました教育行政報告に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、教育行政報告を終わります。

●議長 小林尚文君 これより、報告に対する質問を行います。

大山議員。

●大山修二君 市長の行政報告について1点お伺いをいたします。

9月4日に総務省長谷川副大臣が来夕され、模擬

坑道を視察し、その後、博物館で意見交換をされたとあります。長谷川副大臣の来夕は、現在のコロナ禍の中、そして安倍総理が辞任を表明され、総務省も大変な状況の中で来夕されたことは、夕張にとって大変ありがたいことだと思っております。

さて、長谷川副大臣の来夕は、報道でもありましたが、ここで改めて、この意見交換会で市長は夕張市の要望を説明したというふうにあります。具体的にどのような要望をしたのか、お伺いをいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 大山議員からのご質問にお答えいたします。

去る9月4日、長谷川岳総務副大臣が市内に視察にお越しになられたわけですが、その中で夕張市からの要望事項といたしまして2点要望をさせていただいたところでございます。

1点目につきましては、石炭博物館模擬坑道火災に係る今後の対応ということで、今後の実施予定である事業の説明、それから本施設についての市としてのこの位置づけ、貴重なものであると、再開を目指していきたいということも含めて、その上で模擬坑道の再開に向けて、今後、事業を行っていく場合には、各種補助の活用ですとか、あるいは起債を活用しながらということになっていこうかと思っておりますので、そういったところに対してのご支援をお願いしたところでございます。これが1点目でございます。

2点目につきましては、地方交付税の関係でございます。地域社会再生事業費というものが令和2年度の地方財政対策の中で創設をされました。これは夕張のような人口減少それから少子高齢化が加速をしている地域に対する事業費でございます。その財政効果といたしましては、夕張市として1億1,000万円ほど増額となるものでございますので、令和3年度以降もこの事業費の継続、加えて拡充もぜひお願いできればということに要望させていただいたところでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

大山議員。

●大山修二君 ありがとうございます。

その意見交換会の中で、総務省そして文化庁からも様々な支援策があったということですが、これらのことについて市長はどのように受け止めていらっしゃいますか、お伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 大山議員のご質問にお答えいたします。

要望事項につきましては先ほど述べさせていただいたとおりなのですが、今回9月4日にお示しをいただきました財政的な支援策について、これにつきましては、実は私どもからの要望事項を副大臣が事前にあらかじめご覧になりたいということでもございましたので、送り込んでいた経過がございます。また同時に、本定例市議会にも財政再生計画の変更議案としてご提案をさせていただき予定の事業の中に石炭博物館模擬坑道関連のものが含まれておりますが、そういった情報を受け止めていただいた上で、9月4日に夕張にお越しになる前に総務省と文化庁でいわゆるプロジェクトチームをつくって、どのような支援策が講じられるかということを協議、検討していただいた上でお越しをいただいたということもございますから、私どもとしては夕張市石炭博物館模擬坑道の再開に向けて、それぞれ必要な作業を今まで展開して参りました。その上で、今後、作業を進めていくに当たって非常に手厚い財政的な支援、それからいわゆる国による後押しをいただいたものと受け止めています。後押しというふうに申し上げましたのは、やはり私ども財政再生団体であっても、その所管をしている国の登録有形文化財、こういったものについてしっかり保存活用をしてくださないと、そういったメッセージもいただいたように私としては受け止めております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 大山議員、再質問ありませ

んか。

大山議員。

●大山修二君 分かりました。

今後とも、様々な補助等をはじめ、支援の中で、再開に向けて取組んでいただきたいと思います。私自身、この模擬坑道は、炭鉱の歴史、そして夕張の歴史そのものだと思っております。大変重要な財産だというふうに考えておりますが、最後に改めてこの模擬坑道について、市長の思いをお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 大山議員のご質問にお答えいたします。

今後の取扱いについてということでございますが、現在、今後、坑道内の空洞調査、それから焼損物の除去というものを財政再生計画の変更のご同意、その後に市議会の議決をいただいたとすれば、随時実施をしていくということになっていこうかというふうに思います。

施設の特性につきましては、大山議員からもございました夕張市の発祥からの歴史でありまして、産業の歴史を示す重要な文化財だというふうに受け止めております。ですから、これまでも私としては再開を目指して参りたいというふうにそれぞれの時期にお話をさせていただいておりましたけれども、今回、国が財政支援を示していただいたことで、やはりそれがしっかりと私ども夕張市としても検討の上進めてくださいというメッセージだというふうに受け止めておりますので、しっかりその国のご支援にもお応えしつつ、また市民のみなさんのご期待にも添えるよう、夕張市あるいは北海道の貴重な文化財として再開を目指していきたいという決意でございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

大山議員。

●大山修二君 ありがとうございます。

これから再開に向けて取組んでいくと思いますが、

この先、専門家のみなさんのご意見等も伺いながら進めていかなければならないのかなというふうに思っております。これにつきまして、スピード感を持って進めていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですから、日程第2、市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問は、この程度で終結いたします。

●議長 小林尚文君 日程第3、議案第1号夕張市財政再生計画の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第1号夕張市財政再生計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年7月に実施した財政再生計画の変更以降に生じた新たな課題に対応するため、国及び北海道との協議を踏まえ、財政再生計画を変更することについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第1項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本案は、同法第10条第6項の規定に基づき総務大臣に協議し、その同意がなされることを前提とするべきものでありますことから、当該計画変更が効力を有する日について、総務大臣の同意を得た日とあらかじめ設定し、併せて議会の議決を得ようとするものであります。

計画変更の主な内容といたしまして、一般会計についてご説明いたします。参考資料をご覧ください。

令和2年度第5次の計画変更といたしまして、歳入歳出における計画変更総額9,746万1,000円の主な内容について、歳出からご説明申し上げます。

まず、人件費につきましては、新型コロナウイルス感染症の対応に係る常勤職員及び会計年度任用職

員の時間外勤務手当などを計上しております。

次に、物件費につきましては、学童クラブにおける感染症拡大防止に必要な物品の購入経費、生活保護法の改正に伴い必要なシステム改修を行う経費、次のページ、続きにあります小中学校からの遠隔学習機能を強化するための備品を購入する経費などを計上しております。

維持補修費につきましては、感染症拡大防止対策として、本市石炭博物館の地下展示室における換気設備を整備する経費などを計上しております。

扶助費につきましては、予防接種による健康被害を受けた方に給付金を支払う経費などを計上しております。

繰出金につきましては、令和3年度からの国民健康保険法改正に対応するため、システム改修委託料が発生することから、これに対応するための国民健康保険事業会計繰出金などを計上しております。

その他につきましては、市内保育所に対する感染症対策のための補助経費、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の給付に係る経費、本市の農業振興対策事業を補助する経費などを計上しております。

参考資料、前のページにお戻りください。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源として、国・道支出金及び幸福の黄色いハンカチ基金繰入金を計上するほか、事業実施に伴う一般財源の増に対応して財政調整基金繰入金を増額し、計上するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

本田議員。

●本田靖人君 今回の財政再生計画の変更における農業振興対策連携事業についてお聞きをします。

農業振興対策連携事業については、これまで本市において実施して参りましたが、その財源については企業版ふるさと納税が充てられて参りました。

今回の計画変更では、関連4事業合計983万7,000円の増額となりますが、その全額が一般財源となっ

ており、国や北海道からの交付金や補助金等を得られる見込みはないとの報告を、さきの行政常任委員会でもいただいているところであります。

当該事業は第13次夕張市農業振興計画に沿って実施されるものでありますが、その計画の中の計画策定の意義の中には29年度からは企業版ふるさと納税を財源とした戦略に基づく農業振興に向けた事業実施が可能と記載されております。

企業版ふるさと納税を財源として当該事業を実施していくとしている中、今回の計画変更においては一般財源、つまり自主財源を充てても実施をするという市長のご判断があったものと推測されますが、この件に関する市長の考えについてお聞きをします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員のご質問にお答えいたします。

夕張市財政再生計画の変更を今般ご提案させていただいている中での農業振興対策連携事業に係るご質問でございます。

ただいま議員のほうからご質問がありましたとおり、この事業につきましては、これまで企業版ふるさと納税を財源として行ってきたものであります。期間につきましても、ご指摘のとおり平成29年度から令和元年度までの3年間ということでございますが、市の農業振興のために助成を行ってきたところでございます。

今回、当初の制度では、財源であります企業版ふるさと納税の期限が令和元年度まででありましたことから、令和元年度においても引き続きの企業版ふるさと納税に係る企業様との協議を行ってきたところでございます。しかしながら、令和2年度当初予算に当該経費の計上は行われていないということにつきましてはご承知おきをいただいていると思っておりますが、現在、この協議につきましても継続中という状況でございます。

その中で、しかしながら、市の農業政策につきまして熟考した結果でございますけれども、やはり夕張メロンにつきましては、市の農業の発展のみならず、

観光あるいは交流人口の獲得、創出、それからふるさと納税への寄与、本市の知名度向上ということで多大なご貢献をいただいている、守っていくべき重要な産業と受け止めております。

その上で、今回、一般財源だとしても本事業を継続すべきだという判断に立ちまして、今回、特定財源を充てない形で財政再生計画の変更についてご提案をさせていただくものでございます。

繰り返しになりますが、現在、企業版ふるさと納税につきましても企業様と協議継続中ということでございますから、今後の推移によりまして後に財源を振り替えるということについても想定をしているところでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

本田議員。

●本田靖人君 ただいま市長がご答弁いただきましたように、私も夕張メロンは我が市にとって非常に重要な農産品であり、産業であるというふうに認識をしているところであります。

引き続き企業版ふるさと納税の獲得に向けては調整をされているということでありますので、何とか獲得できますよう引き続きご努力をいただきたいと思います。また、次年度以降についても、夕張メロンを守るべく、市としてどう支援をしていけるのかということについては、積極的に議会とも議論を深めて、継続していける道を探っていければというふうに私も考えますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

●議長 小林尚文君 ほかに質疑ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の通告は、4名の4件であります。

質問の順序は、本田議員、千葉議員、熊谷議員、高間議員であります。

それでは、本田議員の質問を許します。

本田議員。

●本田靖人君（登壇） 本田靖人でございます。

通告に従い、ごみ処理について2点質問をいたします。

財政破綻以降、本市では新たな公共施設の建設に取り組むことができないまま10年以上が経過してきましたが、本年3月には拠点複合施設「りすた」が供用開始となったことを皮切りに、今後は認定こども園や市立診療所の建設が控えるなど、目に見える形でまちの再生が進みつつあるところであります。

これらの施設は、いずれも市民をはじめとした多くの人々が、学びや治療、そして集うことで直接利用される施設であり、夕張再生の象徴としても捉えられるケースが多いものと感じています。

一方、市民生活に必要な不可欠な汚泥再生処理センターや浄水場の建設などにもこの間取組んで参りました。これらのライフラインは、多くの市民がこのまちで暮らし続けるために欠かすことのできない、文字どおり命綱であることから、財政的に苦しい中にあっても計画的に更新をされてきました。

上下水道関連施設のほかにも、市民生活に欠かせない重要な施設としてごみ処理場があります。現在、家庭から排出されている、いわゆる家庭ごみについては、資源物を夕張市真谷地リサイクルセンターで適切に処理し、その他のごみは夕張市富野じん芥埋立処分地施設で埋立て処理をしています。これらの施設については、老朽化や埋立て残余量について心配だとする市民の声が聞こえてきているところであります。

市としては、平成24年に開催された国、北海道及び夕張市の三者協議において協議された中長期課題の中で、一般廃棄物最終処分場については3年に一度の残余量調査を行いながら、平成32年度までに実施期間を検討としています。こうした背景に基づき、本市におけるごみ処理について、一般廃棄物とリサイクルごみに分けてお聞きをしております。

まず、一般廃棄物処理についてお聞きします。

現在、一般廃棄物は、原則として夕張市富野じん芥埋立処分地施設にて埋立て処理をされています。

毎年策定する夕張市一般廃棄物処理実施計画に基づいて処理が実施されているものと承知しておりますが、家庭ごみの排出量の推移と今後の見込みについてお聞きをします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君（登壇） 本田議員の家庭ごみの排出量の推移と今後の見込みに関するご質問にお答えいたします。

昨年計測いたしましたデータによりますと、富野じん芥埋立処分地施設において処分されるごみの量は、4年前の推計と比較いたしました4%から8%増加しております。この原因といたしまして、プラスチックごみや衣類など腐食しにくいリサイクルごみが一般ごみに混入する割合が増加しておりますこと、また、移転や転居に伴い家庭から出る大型ごみの増加が主な要因と考えられます。

また、本年におきましては、新型コロナウイルス感染予防に関わる自宅待機のため、その分もごみの量の増加が見られるところでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

本田議員。

●本田靖人君 次に、夕張市富野じん芥埋立処分地施設の残余容量についてお聞きをします。

市は定期的に当該施設の残余容量について調査を実施していることと認識しておりますが、最新の調査で判明している残余容量についてお聞きをします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員の埋立処分地施設の残余容量に関するご質問にお答えいたします。

富野じん芥埋立処分地施設では、平成16年度から不定期に埋立容量調査及び埋立廃棄物の体積換算係数の算定をしており、更に平成25年度からは3年ごとの調査に切り替えたところでございます。

昨年、令和元年の7月に実施いたしました調査結果によりますと、埋立処分地施設の残余容量につきましては、令和15年10月まで埋立て可能なものとなっていたところでございます。

しかしながら、さきに申しましたとおり、リサイクル率の低下や圧縮しにくい大型ごみが増加することによりまして期間が短くなる可能性もありますことから、今後、ごみの減量化、リサイクルの徹底が重要であると考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

本田議員。

●本田靖人君 ただいまのご答弁で、令和15年10月まで今のところ使用可能だという見込みだというお話でありましたが、時期については多少前後するかもしれませんが、限界をいつか迎える日が来るということは誰にでも分かることなのかなというふうに考えますが、この夕張市富野じん芥埋立処分地施設が使用が難しくなった、要は残余容量がいっぱいになった後の代替施設についての検討がどのように進んでいるのかについてお聞きをします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員の現在の埋立処分地施設が容量を超えた後の代替施設の検討状況に関するご質問にお答えいたします。

近隣市町村では、ごみの処理は広域化で行われておりまして、まずは近隣市町村の取組状況について情報収集を始めております。新たに最終処分場を建設する場合、建設まで7年を要すると言われております。さきに申しましたとおり、リサイクルの徹底等により現埋立処分地施設の延命を図って参る所存ですので、残余容量の流動性を加味しながら情報収

集を行って参ります。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

本田議員。

●本田靖人君 次に、2点目のリサイクルごみについて質問させていただきます。

本市では、家庭から排出されたリサイクルごみを夕張市真谷地リサイクルセンターで適切に処理をしています。しかし、当該施設は非常に老朽化が進んでおり、昨年9月には車庫の内外壁破損及び屋根はり折損によるトタン剥離、雨漏り修繕等の工事に約160万円の計画変更を実施したところであります。

また、今後も修繕を必要とする可能性が高いものと心配をしているところであります。

そこで、当該施設の耐用年数、あと何年程度利用していける見込みであるのかについてお聞きします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員の真谷地リサイクルセンターの耐用年数に関するご質問にお答えいたします。

本施設につきましては、北炭真谷地炭鉱が昭和42年に建設をした鉄骨造りの建物でございまして、耐用年数は25年でございます。現在、建設から53年経過しておりますので、既に28年が耐用年数を超過しているという状況でございます。

その中で、ご質問のございました、今後、この施設を稼働していく期間についてでございますが、現在のところ明確な時期というものは、こちらのほうでも持ち合わせておりませんので、当面はこの施設を活用していくという方針でございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

本田議員。

●本田靖人君 リサイクルごみの2点目に、耐用年数経過後の代替施設の検討状況についてお伺いをするというふうに予定しておりましたが、もう既に耐用年数が経過していて、更にまだ当面活用する予定だということで今ご答弁がありましたので、その

先についてのことをお聞きしたいと思うのですが、先ほど申し上げたように、老朽化によって修繕工事にお金がかかってしまうということに関しましては、リサイクルセンターにかかわらず、市内の各公共施設の老朽化が進んでいることも課題となっていますが、今回このリサイクルセンターについても同様の課題を抱えているというふうに考えます。

何らかの新しい代替処理方法、もしくは処理施設の建設等の検討を進める必要があるのではないかとこのように考えますが、この点に関する市長の見解をお聞きします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、耐用年数経過後の代替施設の検討状況と、それから付随するその他のごみ処理施設についての将来像というところに関するご質問というふうに受け止めておりますが、まず、真谷地の代替施設につきましてということなのですが、こちらにつきましても、これからのごみ処理方法の全体像に含めて検討する必要が、ご質問でご指摘をいただいたとおりでございますが、検討する必要があるというふうに考えておりますので、現在、老朽化が著しい施設の維持という喫緊の課題と向き合わせて対応させていただいている状況でございますが、この状況にも注視をしながら、同時にごみ処理全般についての検討は必要だという認識については私も同様でございますので、これから進めて参ることになります。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。本田議員。

●本田靖人君 検討を進める必要があるということで、市長の意思も確認をできたところでありますが、一般廃棄物のほうです。富野の埋立処分地施設が、先ほどのご答弁で、令和15年10月まで可能ということで、多少の時間的余裕はあるのかなど。ただ、ご答弁にありましたように、建設にも時間がかかる。また、私としましても、市民のみなさまに周

知をしていく必要もある。例えば先ほどご答弁にあった広域での処理という代替方法を選択した場合に、ごみの収集の種別が非常に大きく変わってくると、細かいごみ収集と分別が必要になるということで、いろいろな準備に時間がかかってくるものというふうに予想しています。時間がある中ではありますが、ある一定程度の方針を、市としてこういった方法で今後は処理に向かっていくという方針をお示しいただくことが必要かと思いますが、まだこれから情報収集をされるということでありましたが、大体何年後をめどに、市としてはこういう方針でいきたいのだということをお示しいただけるのかについての市長の考えをお聞きします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員からの再質問にお答えいたします。

今後のごみ処理全般に、特に家庭ごみといひましようか、現在、富野じん芥埋立処分地施設、こちらのほうに排出をしているごみの取扱いについてということになるかというふうに思いますが、まず、市といたしましては、先ほど答弁の中でも述べさせていただきました、現在富野に搬入されているごみの中に、いわゆるリサイクルごみについても相当含まれているという状況がございます。それで、こちらのデータにつきましては、市のほうで直接収集をしたものではございませんけれども、やはり環境省の調査によりましても、これは平成29年度の調査でございますが、いわゆる家庭系ごみの中にリサイクルごみ、いわゆる容器包装リサイクル法に基づくごみが混入されている、その容積比というものについては56.6%、約半分をちょっと超えるぐらいと、それだけの量があるというふうなデータも提供されております。

そのような意味では、まず、市といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、市民のみなさま方に対して、ごみというものの、今だけではなくて将来的な問題についても一緒に考えていただけるように対応していく必要があると受け止めております。ご

み問題を行政と市民のみなさんと協働で考えていくということが一つ。

それから、ごみの減量について、あるいは適正な排出について、ご協力をいただくということが一つ。

それから近年、先ほど答弁もさせていただきましたが、移転、転居といったことも含めて大型ごみが排出されている中で、そういった大型ごみについても、いわゆる処分場でそのまま放置しておく場合と、一定程度転圧も含めて、そのごみの容量を小さくしていくということの検討もしていかなければならないのではないか、その必要があるのではないかというふうに考えておりますので、まずこういったことに取り組ませていただく中で、今後のごみの処理施設の在り方については検討を進めさせていただきたいと思っております。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

本田議員。

●本田靖人君 減量化をはじめとした市民のみなさまにもご協力をいただいて、まずはごみの量を減らす。圧縮して処理場の延命措置といいますか、使用できる期間を延ばしていくという対策を講じていきたいというようなご答弁だったかと思いますが、将来にわたってということが今ご答弁の中にもありましたけれども、今、本市においてはまちづくりマスタープランの検討が進められています。

この計画は、おおむね20年間の期間にわたるものだというふうに私は認識をしているところでありますが、冒頭のご答弁の中にもありましたように、富野の処分場が令和15年10月と、今のところのめどでいくと、これは次のまちづくりマスタープランの計画の期間内に富野の処分場の使用期限が来る可能性が高いというふうにも取れるかと思いますが、そこで、市内で何らかのごみ処理を実施するとした場合に、処分場の場所の問題等も出てきようかと思いますが、まちの未来図ともいえるマスタープランを今検討している中で、この中に組み込む必要があるのかなというふうにも考えるところでありますが、この点についての市長の見解をお伺いします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員の再質問にお答えいたします。

今後、まちづくりマスタープラン、現在、改定の作業中ということですのでございますから、そちらと連動するものではないかということに関してのご質問、再質問ということだと思いますが、まちづくりマスタープランにつきましては、本年12月、取りまとめ予定ということですのでございまして、ごみの今後の処理の在り方、あるいは施設の更新といえましょうか、そういった方針を立てるに当たっては、この12月の段階までにはちょっとお示しをできない状況だというふうに私は受け止めております。

ですが、質問の中にございました、次代のこれからのごみ処理につきましては、一つは財政効果、それから環境性、地域雇用のみならず経済の域内循環効果など、まちづくりにおける多様な視点を持って検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

本田議員。

●本田靖人君 これから様々なご検討、情報収集を進めて、我がまちのごみ処理に関する進む道が決定していかれるかと思いますが、最後に、そういった市の検討状況を随時市民に、もしくは議会に対して情報をご提供いただいて、市の進む道をお示ししていただければというふうに考えます。

以上で、私の質問を終わります。

●議長 小林尚文君 以上で、本田議員の質問を終わります。

次に、千葉議員の質問を許します。

千葉議員。

●千葉 勝君（登壇） 千葉勝です。

通告に従いまして、教職員の働き方改革の取り組みについて1件質問いたします。

子どもたち一人一人に寄り添う豊かな教育を行うためには、教職員が生活時間を確保し、心身共にゆとりを持って教育に専念できる環境整備が必要であ

ると考えます。

北海道教育委員会が2016年度に実施した教育職員の勤務実態調査によると、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が小学校教諭で2割、中学校では4割を超えていました。教頭に至っては小・中とも7割となっている、調査業務を含む事務処理の時間が最も長いとの結果でした。また、中学校の教諭では、土日における部活動指導の時間が全国平均よりも長いとの課題が明らかになりました。

小中学校で道徳の教科化が全面実施され、2020年度から小学校の学習指導要領が改訂され、英語教育が拡大され、プログラミング教育も導入されました。

また、今年度に入り、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、消毒業務や新しい生活様式の指導など、教職員が取り組む課題が増えて、超勤・多忙化の実態は解消されない状況と考えます。子どもたちと向き合う時間を確保し、健康でいきいきとやりがいを持って働ける環境の構築は大変重要であると考えます。

北海道教育委員会は、国の提案に基づき、2018年3月、道内全ての学校において働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」を出しました。

これを受けて、夕張市教育委員会も、2019年3月、教職員の業務改善、軽減し、健康でやりがいを持って働ける環境を整えることが喫緊の課題と捉え、学校における働き方改革、夕張市教職員働き方アクション・プランを策定しました。

このプランは、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員をゼロにすることを目標に、2020年度までに目指す指標として、一つ、部活動休養日の完全実施、二つ、変形労働時間の活用、三つ、定時退勤を毎月2回以上実施する、四つ、学校閉庁日を年間9日以上実施するとし、取組期間を2018年度から2020年度までの3年間といたしました。プラン達成のためには教職員の定員増が欠かせず、学校業務の負担軽減など具体的に取組まなければならない問題が多数あると考えます。

そこで、1点目についてお伺いいたします。教職員の長時間労働を解消するために、2019年に制定した学校における働き方改革、夕張市教職員働き方アクション・プランの現在における進捗状況についてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君（登壇） ただいまの千葉議員の教職員の働き方改革の取組に係るご質問にお答えします。

学校における働き方改革、夕張市教職員働き方アクション・プランの進捗状況であります。今、千葉議員は四つの点にわたってのご質問でありましたが、一つ目の部活動休養日については、これは中学校に適用されますので、夕張中学校におきましては、平日は月曜日、土日にも主に日曜日を休養日と設定して、これはもうほぼ確立されている状況であります。

二つ目の変形労働時間の活用についてであります。例えば修学旅行引率等で生じた時間外勤務、超過勤務分を勤務割り振りなしの日として設定したり、勤務時間短縮日という形で設定するなどの取組を、当該行事が行われた週も含めて4週間の期間内において実施しているという状況であります。

次の3番目の定時退勤日の設定に当たっても、毎月の学校行事等を踏まえ、週ごとに調整を行うなど、月2回の実施が可能となるよう、それぞれ小学校、中学校で取組んでおります。

さらに、学校閉庁日につきましては、夏季休業期間に3日間、冬季休業中には年末年始に6日間を設定いたしまして、年間9日間の閉庁日を確保しているという状況でありますので、おおむね、進捗状況というご質問でしたが、それぞれ順調に進んでいるのかなというような段階であるというふうに答弁いたします。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 現在の進捗状況は、教育長が今言われたように、何とか進んでいるのではないかと

うご答弁でありましたけれども、1点目なのですが、勤務時間が週60時間を超える教員をゼロにするという目標についてお伺いしたいのですが、国において学校における働き方改革を進めるため、2019年12月に教職員給与特別措置法が改正されました。これを受けまして、文部科学省が2019年1月に作成した勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠のある指針に格上げしました。これに伴い、北海道において条例を改正し、規則においての上限時間の原則を1か月の合計時間を45時間、1年間の合計時間を360時間とする規定を設けて、今年の4月から施行されていると私は認識しております。

これを受けまして、夕張市教育委員会においてもこの上限時間の改正がなされたのかどうかについてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの再質問にお答えします。

本市におきましては、北海道教育委員会における条例改正を踏まえまして、本年3月に開催いたしました第3回定例の教育委員会におきまして、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について提案を行い、可決をいただいております。この規則第2条において、その所管する学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限につきまして、1か月45時間以内、年間360時間以内と定めたところであります。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 ただいま教育長から、4月1日以降、勤務時間の上限を1か月45時間、1年間360時間とすることで施行しているという答弁だったので、私、原則として時間外勤務を命じないものであり、時間外勤務を命じる場合でも、条例で定められている、いわゆる超勤4項目に限定されるのではないかと考えますので、これからも勤務時間

条例、給特条例を重視して進めていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお伺いいたします。

次に、この間、教職員の1人当たりの勤務時間の実態についてお伺いいたします。

2018年第2回定例会で、私、夕張市内の小中学校の教員の1時間当たりの勤務についてどのようになっていますかというご質問をしたときに、教育長は、その中で、平均で小学校では44時間45分、中学校では51時間15分との答弁がありました。また、2019年11月に、北海道教育委員会の教育職員の時間外勤務等の実態調査の結果によりますと、教育職員の1週間当たりの勤務時間が小学校教諭で週50時間以上の割合が56.3%、中学校では73.9%の調査結果が出ております。

そこで、本プランの取組の最終年度を迎えるに当たって、夕張市における教職員1人当たりの勤務時間の実態についてどのようになっているのか、お伺いいたします。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの再質問にお答えします。

夕張市における教職員の勤務実態というご質問ですけれども、最近、今年度1か月間の平均値ではありませんが、平均値でその業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間、すなわち時間外勤務の時間でありまして、小学校においては25時間40分、中学校においては28時間30分というふうに報告を受けております。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 ありがとうございます。

次に、アクション・プランの中に、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の中で、教職員の出勤について、出勤時間は原則として7時以降、退勤については19時30分となって取り組みますという、そういうようにアクション・プランにあるのですが、夕張市の学校は現在、多分、機械警

備が導入されていると私は認識しております。最後に退勤する職員がその機械警備のセットをすることになっていると思います。

そこで、この終わりの退勤時間、19時30分までに退勤するというルールは小中学校で守られているのかどうかについてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの再質問にお答えします。

ただいま千葉議員がおっしゃいましたとおり、夕張市教職員働き方アクション・プランの6の具体的な取組の中に、(3)といたしまして勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実という項目があり、その中に出退勤時間についてとし、出勤時間は原則として7時以降、退勤時間は19時30分とするとあります。ご質問の退勤19時30分ということが守られているのかということについてですが、小学校におきましては、これはもう、最後、機械警備を行うのは教頭ということで、ほぼ19時には全職員が退勤をしている。更に中学校におきましても、まれに管理職員がちょっと19時半を超えて残っている場合もありますが、教職員ほかの職員につきましても、ほぼ守られているというふうにご返答申し上げます。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 ほぼ小中学校で守られているということでご確認よろしいですね。

であるけれども、19時30分まで学校に残っているということは、相当の時間外勤務をしていると私は考えられますので、今後とも、これをなるべく早く退勤できるように、教育委員会としての取組をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、アクション・プランの中で、部活動に関する負担軽減で部活動指導員の配置を検討するという取組があるのですが、2019年12月の定例会において、夕張中学校のスキー部に専門的指導や大

会引率等を教員に代わり行う部活動指導員を配置するための補正予算が可決され、中学校に部活動指導員が配置されたと私は思っております。

それで、この部活動指導員を配置したことによって、中学校における部活動のその担当している教員の軽減にどのようなようになったのか、成果と課題についてお伺いしたいのと、今後、この大いに成果があるのであれば他のクラブへの配置も私は考えなければならないと思うのですが、その辺について教育委員会のお考えをお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの再質問にお答えします。

夕張中学校スキー部に部活動指導員を配置したことによる成果と課題についてでありますけれども、ご承知と思いますが、本年1月に本市マウントレースイスキー場におきまして開催されました第52回北海道中学校スキー大会アルペン競技大会におきまして、夕張中学校の生徒、選手が男子回転、男子大回転兩種目において優勝するというすばらしい成績を収めたところであります。このことにつきましては、北海道の中学校におけるスキー部活動の中にあつて、夕張中学校スキー部の名声を高めたことにつながったのではないかなとも考えますし、本市のスキー場利用についても効果があったものかなというふうに思っております。

しかし一方で、課題というものにつきましても、例えば一時留学生を受け入れているということもありまして、この受入れに関する課題ですとか今後の予算措置等、検討を要する事由もあるというふうには認識しております。

なお、他のクラブへの配置という件につきましては、現時点においてはまだ他のクラブへの指導員を配置するという検討は行っておりません。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 ありがとうございます。

今後とも、他のクラブへの指導、予算も関わると
思いますけれども、ご検討をお願いしたいと思いま
すので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほどありましたけれども、定時退勤日を
毎月2回以上実施しているということで、何とか学
校行事等をやりくりしながら小中学校で実施してい
るというようなご答弁だったと思いますけれども、
さきの道教委の調査で、持ち帰り時間が1時間未満
が小学校で29.4%、中学校でも25.5%で、2時間未
満で小中学校で11.5%の持ち帰りがあるというよう
なことが調査で明らかになっております。

それで、夕張市においてでも定時退勤日に退勤さ
れる教職員の中で持ち帰り業務が行われているのか
どうなのかについて、教育委員会として把握してい
るのであれば実態をお伺いしたいのですけれども、
お願いいたします。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの持ち帰り業務
について把握しているかどうかというご質問にお答
えします。

把握しているかどうかというふうに端的に答える
と、把握はしております。

どのような実態があるかといいますと、恒常的で
はありませんけれども、必要最小限度の業務に限定
をし、成績査定ですとかそういったようなことで持
ち帰りがあるのですけれども、そんなような場合
におきましても、例えばクラウドの活用によってデー
タをやり取りするなど、時間も1時間程度の業務と
なるよう各自が工夫して実施するよう管理職員から
の指導を行ったり、そういったようなことで確認は
しております。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 必要最小限のものを家に持って
いるというようなご答弁なのですけれども、道
教委は持ち帰り業務は行わないことが原則という
ことになっておりますけれども、現状なくならないと

私は考えます。この持ち帰り時間については在勤時
間に含まれないという問題ではなくして、教職員が
明らかに勤務しているものと私は考えますので、こ
れらを正確に把握しなければ実効ある超勤解消には
つながらないと考えますので、今後とも、教職員の
申告等に基づいて、これらの時間についても正確に
把握していただきたいと考えますので、よろしくお
願いいたします。

次に、教職員の在校等の時間、勤務時間を客観的
に把握する方法についてお伺いいたします。

令和元年4月に、文部科学省の調査によると、北
海道内においてICカードやタイムカード、パソコ
ンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握し
ていた市町村は24.4%の44市町村、校長等の現認
により客観的に把握していた市町村が34.4%の62
市町村でした。全く把握していないというのが38.3%
の69市町村もありました。夕張市は多分、校長の現
認により客観的に把握していると私は認識しており
ます。

また、先ほど上限時間を導入したということであ
りますけれども、この上限時間の導入に当たっては、
在校時間等をタイムカードによる記録等の客観的な
方法で行わなければならないということになってい
ると思います。

そこで、夕張市教職員働き方アクション・プラン
において、勤務を客観的に把握し集計するシステム
を今後検討していくという、そういうことになって
おりますけれども、現在における検討状況等につい
てお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの再質問にお答
えいたします。

教育委員会といたしましても、小中学校における
教職員の在校時間をしっかりと客観的に把握すると
いうことは極めて重要であるというふうに考えてお
りますし、千葉議員の申されるとおりだというふう
に判断します。

そこで、この校務支援システム、これを可能な限

り早期に導入するよう、今現在、鋭意検討を重ねているところであるとご答弁をさせていただきます。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 校務支援システムを可能な限り早期に導入したいという考えで、今、教育委員会は検討されているようですが、校務支援システムを導入し、勤務時間を客観的に把握することとあります。そのようなシステムと考えられますけれども、例えば勤務時間前や休憩中に行っている業務等もその中で管理することが可能なのかなのか、私はちょっとこの校務支援システムの内容が分かりませんので、それらも含めて管理ができるようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、学校業務の削減の取組についてお伺いいたします。

夕張市教職員働き方アクション・プランの取組の一つとして教育委員会による学校サポートの充実を掲げております。学校現場の負担の解消のための措置を講ずるとありますので、この間3年間、どのような学校現場への負担解消の取組を行ってきたのかについてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの再質問にお答えします。

この間における学校現場の負担解消に向けての具体的な取組に関するご質問ですが、ご指摘のように、アクション・プランには具体的な取組として教育委員会による学校サポートの充実、具体的には、各種団体等から学校行事の参加や作品の応募依頼等、また、夕張市教育委員会が学校の児童生徒とともに実施する事業についても学校現場の負担解消のための措置を講ずるとしてあります。

しかしながら、昨年度末から今日に至るまでの間は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組に忙殺されているといっても過言ではないという状

況にあったというふうに考えています。また、このために臨時休業期間等があって、例年行われている行事や事業が実施できていないという状況もありまして、実質、例えば教育委員会が学校現場の負担を解消するというような措置は今のところ、例えば臨時休業期間中における学校から家庭に向けての児童生徒に発送する家庭学習プリントですとか連絡書類、これを郵送した際に教育委員会が一括してその郵送業務を行うというような事務的な作業を担った事例があります。また、例えば一昨年、昨年、まだコロナではない状況の折に、先ほど具体的にはと申しました学校行事への参加ですとか作品の応募依頼、その作品を応募する郵送業務、これも郵送業務になりますが、そういったような面につきましては教育委員会のほうでこういったような事務作業を担当すると、こういう事例がございます。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 分かりました。

これからも業務削減の取組について、教育委員会としてよろしくお願いいたします。

次に、2点目の変形労働時間制の導入についてお伺いいたします。

2019年12月4日に教職員給与特別措置法の一部が改正され、2021年4月から休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制の導入について市町村教育委員会規則等で定め、自治体の判断により学校現場への導入可能となりました。この制度は、ふだんの平日の1日当たり勤務時間を延ばす代わりに夏休み期間などに休業日を設けられるようにするものであります。導入するには前年度の勤務状況などから、あらかじめ上限時間の範囲内に収まることが見込まれる場合に限りとなっておりますので、導入する以前に抜本的な超勤・多忙化を解消することが重要だと考えます。

そこで、2021年度導入に向け、教育委員会としてどのようなお考えなのかについてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君 ただいま千葉議員の変形労働時間制の導入に関わるご質問についてお答えいたします。

ご質問にあったように、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法、これの一部改正が、1年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4について公立学校の教師に対して適用できるということで地方公務員法第58条の読替規定を整備したものであり、その際、勤務条件条例主義ののっとり、各自治体の条例に定めることをもってその読替えが可能とされるということでもあります。

ですので、本市におきましては、教職員の勤務時間等に係る規定につきましては、夕張市立学校管理規則第12条におきまして、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則の定めるところによるとうたわれておりますので、したがって、ご質問はどのような考えなのかとお聞きになりましたけれども、これについてまず、導入に当たっては北海道における関係条例等の改正を踏まえ検討していく、それを経て夕張市として導入していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 北海道の条例が改正された時点で、今後、検討していきたいというご答弁だと思いますので、現在まだ北海道教育委員会ではこれに向けて改正はされていないと私は考えておりますので、それを越えて早急な導入についてはなされないように、よろしくお願いいたしますと思います。

ただ、これを導入するに当たっては、教育職員の勤務条件に関わる問題だと私は考えますので、導入するに当たっては関係団体との話し合いが必要ではないかと考えますけれども、そういうような関係団体との話し合いについて、今後行っていくご用意はあるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの再質問にお答えします。

今おっしゃったとおり、勤務条件に関わることで、しっかりと関係団体と意見交換を行ってまいりますし、また、この変形労働時間制度の導入はもとより、学校現場におけます様々な課題の解決に向けて、教職員あるいは関係の団体との意見交換、こういった協議も今後実施していくべく検討しております。どうぞご理解を頂戴したいと存じます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 よろしくお願ひいたします。

萩生田文科大臣は、さきの国会答弁で、今回の給特法改正で働き方改革は終わりではなく、むしろ始まりである。3年後に実施される教師の勤務実態調査を踏まえて、給特法などの法制的な枠組みについて根幹から見直しをしますと述べたように、上限規制や変形労働時間制度導入は抜本的な超勤解消につながることは明らかだと私は考えます。教職員定数の抜本的改善がなされない中、上限規制を遵守させるには業務の削減が不可欠であると考えます。

また、文科省は、9月1日に長時間労働が問題となっている教職員の負担を軽減するため、公立中学校・高校の休日の部活動を地域や民間団体に委託する方針を発表しました。教員の超勤・多忙化の要因は、教員1人当たりの業務が多過ぎることだと考えます。その解消には教職員定数増と年間総授業時数の削減のいずれか、または両方を行う必要があると考えます。そのためには国が教育予算を拡充し、教職員定数の充実を含めた教育条件制度を進めていくことが子どもたちの豊かな学びにつながると考えます。

そこで、夕張市教育委員会におかれまして、教職員定数の抜本的改善に向け、国や北海道教育委員会への働きかけをお願いして、私の質問を終わります。

●議長 小林尚文君 以上で、千葉議員の質問を終わります。

●議長 小林尚文君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

午前11時52分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 小林 尚 文

夕張市議会 議員 千葉 勝

夕張市議会 議員 熊谷 桂 子